

第6回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月22日(木) 午後14時00分～午後14時50

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 山崎 公江 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 佐藤 孝義 7番 山田 政文 8番 欠 席

9番 欠 席 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

欠席者 8番 鈴木 明雄委員 9番 原 泉委員

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第12号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求
める件

議案第13号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求
める件

議案第14号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

議案第15号 農用地利用集積計画に対し意見を求める件

議案第16号 農用地利用集積促進計画に対し意見を求める件

日程第3 報告第10号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 時間になりましたので始めたいと思います。互礼を行いたいと思いま
す。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和5年第6回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、米山会長よりしくお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。今日は朝からこんな小雨交じりの天気でしたが、だ
んだん午後になりまして、また降り方も多くなったような気がします。

昨日、一昨日とはある程度天気良かったのですが、これは晴れの日が続くかと思っていましたが、今日はこんな雨の日になってしまいました。

なかなかこういう時期、畑の仕事の作業ですが、私達農業者にとってはなかなか仕事ははかどらないで、その日の仕事は次の日次の日と延び延びになってしまうのが今の状況であります。

5月の終わり頃から、こんなような天気が続いていましたが、その雨の降る合間を捉えまして、〇〇〇〇さんに出荷するタマネギの収穫出荷の日が5月31日に1回目、6月7日が2回目、14日が3回目と合わせて3回の出荷を何とか終了する事が出来ました。

何人か大勢の皆さんに、ご協力頂きまして無事出荷する事が出来ました。

まだ詳しい情報は全然入っていませんが、今日最後に総会終わりました、石井食品さんに来て頂きまして、その辺の報告が有るかと思います。

皆さん去年よりは良いとは聞いておりますので期待している処でございます。

さて、本日の案件も申請が何件か多くて、色々と大変だったかと思いますが、何時ものように本会議がスムーズに審議されますよう、皆様にご協力お願い申し上げまして、会長あいさつとさせていただきます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は原委員から欠席の連絡が入っておりますが、鈴木明雄委員は遅れて来るかもしれませんが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
7番、山田 政文委員、10番、安藤 睦美委員を指名致します。

日程第2 議案第12号

議 長 日程第2、議事に入ります。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書の1ページ、2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は〇〇〇〇〇の西側になりまして、〇〇〇〇〇の一寸北に奥まった所になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の確立です。譲渡人の〇〇〇〇は〇〇在住で市内に有る空き家と農地をまとめて処分したいと考えていました。

譲受人の〇〇〇〇は現在〇〇の住所ですが、元々は大月市の出身で、このたびふるさとの方に戻って来ると言う事で、〇〇沿いの土地と空き家を買取り、同時に隣接する農地を買取り、自家消費として農業をしたいと言う事で申請がありました。

地図を見て頂きますと、〇〇沿いで申請地の直ぐ下の所で囲ってある部分が有りますけど、そこは宅地部分です。

その宅地を、家があるのですが、その家と宅地を買取って同時にそこに隣接する〇〇番〇を買取りたいと言う事です。

3ページに写真がありますが、現在、近隣の方が農地の整理もしてくれており、直ぐにでも耕作は可能な状態になっております。

以上、ご審議お願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 事務局と現地を見て来ました。

〇〇〇〇氏とは私は同級生で、小中学校、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇を出
ていますので良く知っています。

兄弟もいなくなって、〇〇で生活していますので、一切こちらの財産を
処分すると言う事を聞いております。

場所は説明がありましたが、〇〇〇〇〇から 7・80mの場所で、住宅が
あるのですが、住宅を直して〇〇さんが住むと言う事のようにです。

特に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 1 ページ、4 ページの地図と 5 ページの写真を併せてご覧く
ださい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇になります、地目は畑で面
積は併せて〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇の〇〇〇の北西側になります。

譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

この土地の事情について説明します。

譲受人の〇〇〇〇は、申請地の直ぐ東隣に住んでいます。

地図を見て頂くと東側の隣、右側に〇〇〇〇さんの家があって、その反
対側の隣が申請者の〇〇〇〇さんの家です。

この度、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇により今住んでいる家を立ち退く事
になり、住宅地を探しておりました。

隣に宅地があり、近くで生活したいと言う事で、そこを候補地として購
入する事になりました。

そこの所有者は〇〇〇在住の〇〇歳の〇〇〇で、宅地の上に農地が残

っても困ると言う事で、一緒に買って欲しいと言う事で今回の申請になりました。

この土地は、以前、古い家が建っており非農地証明で地目を変えたいと言って来ましたが、家も建っていないと言う事で、こちらで不可とした経緯がありましたが、このたび、5 ページに写真がありますけど、農地に復元しまして、重機で耕したりして農地に復元し耕作可能な土地にしております。

場所柄、昔の沢から水が流れてきて石を運んで来たと言う感じで、石の多い土地にはなっていますが、重機でかき回して有りますので大きな石なんかは片付けてあります。

また、〇〇〇〇は市内で〇〇〇をしておりますが、農地を所有しており母親と一緒に住んでおりますので、耕作は母親と一緒に出来るのではないかと申す事で申請が十分可能であると思われま。

以上、ご審議お願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 会長・事務局は 15 日に現地調査を行ったようですが、私、用事が有って行けなかったの、20 日の日に現地調査をしました。

ここは前にも色々調べた所で直ぐ分かって、丁度この写真の家が有るのは、私の前に農業委員をやった蔦木さんの家でその前にあります。

〇〇さんの母屋の北西隣になるのが、この土地二つの〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇のあたりにあるのが〇〇さんの母屋になると思います。

そんな事で、何の問題もないと思いますので、ご審議の程よろしく願います。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 13

続きまして、申請番号 3 ですが、議案第 13 号の農地法第 5 条の申請に対し意見を求める件と関係がありますので、一括審議したいと思いません。

事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、5 条と 3 条を説明致します。

5 条については、議案書の 8 ページ、3 条については議案書の 1 ページ、地図は両方とも繋がっていますので、6 ページに地図と 7 ページの写真があります。

それでは説明致します。農地と宅地を同時に買おうと言う事で申請になります。

それでは 5 条から説明します。6 ページの地図と 7 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は〇〇〇〇〇の直ぐ北側で、周囲は大分宅地化が進んで来ております。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。

譲渡人の〇〇〇〇は、〇〇在住で相続した農地の管理をしないまま草が大分生えているような状態でした。

一方、〇〇〇は〇〇に住所がありますが、結婚して新居を別に建てたいと言う事で計画しておりました。

そこで〇〇のこの地を候補地として話を進めました。

元々この土地は面積〇〇㎡あり、宅地にするには広すぎると言う事で、この土地を分筆し一方は宅地として、もう一方は農地として購入したいと言う計画を立てました。

3 条については議案書の 1 ページに有りますが、〇〇番の〇になります。面積は〇〇㎡です。

譲受人の方も〇〇に祖父母が農業をされており、これまでもその手伝いもして来ましたので、祖父母と一緒に野菜などの耕作をして行きたいというふうに計画しております。

5 条については県の方とも協議しましたが、融資証明等出されており問

題はその点については無いかと思われま

以上、3条と5条ですが一方は宅地に転用して購入、一方は農地として購入したいと言う事です。

ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 只今事務局から説明があったとおりです。
場所は鳥沢では住宅地で、住宅が沢山建ち並んでいる所ですので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第13号の申請番号2について、事務局に説明を求め

事務局 農地法5条の2番の方になります。
議案書の8ページ、9ページの地図と10ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇に有ります〇〇〇〇〇〇〇の太陽光発電所の先になります。

周囲は、両隣に家が有りますが、直ぐ裏は全て山林になっております。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇と〇〇〇〇と言う2名の共有の申請になります。

申請理由は、個人住宅の建設です。

譲受人の〇〇〇〇は、現在申請地の直ぐ隣の家に住んでおりますが、実家の直ぐ近くで新しいパートナーと新居を建設したいという計画を立てました。

ここで個人住宅の建設については、500 m²までと言う事が原則としておりますが、10 ページの写真を見て頂きますと、裏に山林が迫っているような傾斜地となっており、この土地自体が2段になっています。

家を建てようと言う所と、その上で駐車場などにしようという所に段差がありまして、大分傾斜が有る土地になっているという事で、実際に広い土地ですけど利用できる所は、その段差とスロープの部分を差し引くと500 m²は遥かに下回る面積になると思われまます。県の方ともその辺については確認してあります。

また、裏が山林になって来ておりますので、そこに直ぐ近くに家を建てると言うのは一寸無理かと思うので、緩衝地帯も作りたいと言う事で許容範囲と県とも確認してあります。

以上、ご審議お願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の平山正幸委員をお願いします。

平山委員

15日の日に会長・事務局と一緒に現地を見て来ました。
事務局の説明したとおりであります。

利用状況調査でいきますと、B分類を付けていた覚えがあるのですが、直ぐこの土地の裏側が雑木林になっておりまして、山に続く農地ということでB分類の判定をしております。

写真のように宅地に並行していると言う事で、伐採だとか草刈りが済んでいました。

面積的に竹下リーダーが説明をしてくれたとおり500 m²を若干70 m²オーバーして懸念される部分だと思うのですが、過去もやっぱり多少オーバーで許可になったという事例もありますので、特に問題ないかと思えます。

よろしく、ご審議をお願いします。

議 長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
何かございますか。
質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 14 号

議長 続きまして、議案第 14 号非農地証明交付申請に対し承認を求める件を上程します。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 11 ページ、12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇㎡です。

申請者は〇〇〇〇。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇の南側になりまして、周囲は畑も有るのですが殆ど山林になっている所が多くなっております。

何れの土地も〇〇年以上前から耕作しておらず、雑木というか木が生え揃っていると言う事で山林化しているため、農地復元は困難と言う事で非農地証明を出して頂きたいと言う事で申請がありました。

以上ですけど、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 場所は〇〇の麓と言う形で、12 ページの地図がありますけど、左側が〇〇〇と言う集落になります。

その集落から一寸外れた所にあるのですが、この辺は周辺が殆どこのような状況と言う事が分かると思います。

そんな状況でございますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議案第 15 号

議長 続きまして、議案第 15 号農用地利用集積計画に対し意見を求める件を上程します。

この件は産業観光課農林業担当の所管ですので、條々君に説明を求めます。

條々主事 産業観光課農林業担当の條々より、〇〇〇〇〇地区における農用地利用集積案について説明させていただきます。

まず農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積案について概略を説明させていただきます。

農用地の貸借は通常農地法 3 条により行う事が必要とされていますが、それに代わるものとして農業基盤促進法による利用権設定が認められています。

主な違いとして貸借の期間が満了した場合、3 条では自動更新されますけど、農業基盤促進法の場合は自動更新されない事、利用権設定の手順として市町村への申請、農業委員会による承認とそれぞれの流れで効力の発生が特徴です。

今回審議をする内容としましては、利用権を設定する農業者は市の策定した農業基本構想を満たしているかどうかになります。

その要件とは、農地の全てを効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に従事すると認められるか、農業に対する意欲の能力があると認められるか等内容です。

それを踏まえ本案件を説明させていただきます。今回大月市内で農業を行っている〇〇氏が対象農地、こちらに書いている〇筆、合計して〇〇㎡を新たに利用貸借する内容となっております。

〇〇氏は大月市内に於いて既に〇〇㎡を耕作しており、今回利用権設定を求めている農地においても、同じ〇〇〇〇で有り同じように果樹、桃の栽培を予定している処です。

既に大月市内で耕作をしており、更なる拡大の意欲を持って今回申請して頂いたと言う事です。

既にある程度の規模で適切な耕作を行っており、今後も計画して頂けるものと思います。

以上のとおり、利用権設定を行う事で意欲ある農業者への農地配分集積をする事が出来、農業委員会及び市の課題でもある農業振興、耕作放棄地の解消へ繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしく願います。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員 6月の15日会長・事務局と現地確認を行いました。
場所は〇〇〇の南側の〇〇〇〇という〇〇の橋があるのですが、そこを渡った地区になります。

〇〇さんですが、毎年のように申請が出されているのですが、自分もこの間も見たのですが5ミリ位の苗で40cm位にもうなっていました苗が、それを接木して、現場で商売人が来てそこで販売するような状況なので、別に問題が特にないと思うのですが、引き続きやって頂ければと言う希望を持っています。

以上、ご審議の程お願いします。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
何かございますか。
質疑がないようですから、採決に入ります。
ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、「異議なし」と決定致します。

議案第16号

議長 続きまして、議案第16号農用地利用集積等促進計画に対し意見を求める件を上程します。

この件も産業観光課農林業担当の所管ですので、條々君に説明を求めます。

條々主事 続きましてまた條々の方から説明をさせていただきます。

今回〇〇〇〇〇〇地区における農用地利用集積促進案についてです。

先程と同じように農用地利用集積案ですので、こちらの概要については同じですので割愛させていただきます。

今回の〇〇地区の農用地利用集積案については、県の農地中間管理機構を通じた貸借となります。

中間管理機構を通じた違いと言うのは、利用権設定は直接本人同士のやり取りではなくて、県の中間管理機構に地主が貸して耕作者に利用権を設定するという形の違いが有ります。

今回、中間管理機構を通じて利用権の設定を受ける農業者は市の策定した農業基本構想を満たしているかと言う事になっております。

利用要件としては、先程と同じく農地の全てを効率的に利用すると認められるかどうか、耕作に必要な農作業に従事すると認められるかどうか、農業に対す意欲能力が有ると認められるかどうか、と言う内容になります。

そちらを踏まえて、本件を説明させていただきます。

今回、大月市内で農業を行っている〇〇氏が対象農地〇筆〇〇㎡を、新たに中間管理機構を通じて利用権設定をすると言う内容になっております。

〇〇氏は現在、大月市内に於いて〇〇㎡、自己所有が〇〇㎡、貸借が〇〇㎡の耕作をしております。

そちらの農地の所在は、同じ〇〇地区内で有り今回利用権設定する農地に於いても野菜の栽培を予定しているとの事です。

既に大月市内で耕作しており、更に拡大の意欲を持って今回申請をして頂いたと言う事です。

〇〇氏に於いては、先日病気で入院したと言う話を伺っていたのですが、先日お会いした処、病気も快方に向かっており、今後も耕作を計画すると言う意欲が有ると言う事ですので、適切な耕作が行われるものと思われま。

以上により、こちらの利用権設定を行う事で農業者への農地の配分をする事が出来、市の課題である農業振興に繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしく申し上げます

議 長

続いて、本来ならば鈴木明雄委員にお願いする処ではありますが、欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 この土地については何回も出てきている〇〇〇さんの所です。
現在も既に耕作してしまして、中間管理機構の方で、相続の関係で中々書類が進まなかった件になります。実際に耕作が進んでいますので、特に問題はないかと思われまます。

以上です。

議長 ただいま、農林業担当の條々君と事務局の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
山田委員お願いします。

山田委員 今の〇〇さんの耕作面積の合計を、自ら所有している面積、借りている面積をもう一度教えてください。

條々主事 合計が〇〇㎡、自己所有が〇〇㎡、貸借しているのが〇〇㎡です。

山田委員 県が間に入らなかったのが前段の〇〇の所、県が間に入るから促進計画というふうになると言う違いが分かったのですが、それはどういふふうに分けるのか。

條々主事 基本的には中間管理機構を通じてと言うのを想定しているのが、大規模の例えば沢山の地主さんから借りる場合と言うのを想定しているので、利用集積促進計画と言うものを使用すると言う考え方です。

なので、集積と言うのに重きを置いた中での違いだと思います。

山田委員 要するに当事者同士相対、複数になればこっちになると言う事。

條々主事 そこはどちらでも良いと言えば、良いのですが、そういうケースが多いと言う話です。

沢山の農業者さんが入ると、耕作者の方に手間が掛かると言う事で中間管理を使うケースが多いです。

議長 他に何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

程第3 報告事項

議長 日程第3、報告事項。報告第10号について事務局に報告を求めます。

事務局

この1ヶ月の転用確認証明の報告です。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、宅地への転用と言う事で〇月に許可が出た所です。

追認の申請でしたので、現地を確認して直ぐに転用確認証明書を発行しております。

以上です。

議長

この件について何かございますか。

無いようですので承認頂いたものと致します。

程第4 その他

議長

日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様からございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

事務局

(諸連絡)

議長

職務代理に最後の閉会をお願いします。

職務代理

先日、〇〇〇の農業委員会の会長の皆さんが訪れまして、山田委員の〇〇〇〇を見学に来られました。

会長それから課長、リーダー、私が同行しまして、全てが終わりました。畑を見学に行ったのですが、ジャガイモなど色々ありましたけど、さつまいもをさす準備がしてありました。

ある一人の会長が、家の田圃は25町歩だと言うのですね、町歩と言うのはうちの方では山の面積を言うときの単位ですよ。

隣の人が900万で田植え機を買ったと、何か知らないけど規模が凄いですよね、田圃の中をベントで走っているようなものじゃないですかと言ったのですが、もう一人が今までは除草剤を背中にしょって撒いていたと、今はドローンだと言うのですね、そうしたら若い者がドローンでやると手伝ってくれると、そのような話をして帰られました。

それでは、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第6回大月市農業委員会総会を閉会します。どうもご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和5年6月22日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員